

京都ノートルダム女子大学科目等履修生規程

(目的)

第1条 京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）学則第42条に定める科目等履修生（以下「履修生」という。）の取扱い、この規程の定めるところによる。

2 履修生には、大学コンソーシアム京都の科目等履修制度による受講者（以下「コンソーシアム受講者」という。）を含むものとする。

(出願資格)

第2条 履修生の出願資格は、次のとおりとする。

(1) 高等学校卒業以上又はこれと同等以上の学力を有し、履修しようとする科目の履修学力を有すると認めた者

(2) 司書に関する科目及び学芸員に関する科目等の資格取得科目の履修生については、前号の規定にかかわらず、本学を卒業した者

(3) 教職に関する科目の履修生については、第1号の規定にかかわらず、本学を卒業した者又は教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号。以下「免許法」という。）第6条に定める教育職員検定により免許状の授与を受けようとする者（以下「検定履修生」という。）

(4) 本学との協定に基づき高大連携事業を実施する高等学校の最終学年に在学する生徒等（以下「特別科目等履修生」という。）

2 特別科目等履修生の取扱い等については、別に定める。

(履修科目)

第3条 履修生の履修できる科目は、教務委員会の議を経て、毎年度の募集要項において定める。ただし、教職に関する科目については教職実践演習及び教育実習関係科目を、司書に関する科目、学芸員に関する科目及び日本語教員養成課程に関する科目については実習科目（学外で実施するもの）を履修することはできない。

2 本学を卒業した者は、前項ただし書きの規定にかかわらず、卒業後2年を超えない期間に開講される教職実践演習を履修することができる。ただし、履修する学期において免許状取得の見込みがある場合に限る。

(出願手続)

第4条 出願しようとする者は、所定の期日までに次の書類を提出し、検定料10,000円を納付しなければならない。ただし、コンソーシアム受講者については、検定料は徴収しないものとし、出願期限・出願手続き書類等は大学コンソーシアム京都の定めるところによる。

(1) 科目等履修願（本学所定のもの）

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書（本学の卒業者及び退学者は提出免除）

(4) 検定履修生にあつては、免許法の規定により有することを必要とする免許状の写し

2 提出した出願書類及び検定料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。ただし、出願した科目が、本学の事情により不開講とした科目のみであった場合は、検定料を返還する。

(選考及び許可)

第5条 前条の出願があつたときは、学科（専門教育科目を含まない場合は教育センター）において、書類審査によるほか、必要に応じて面接試問により選考を行い、教授会（専門教育科目を含まない場合は徳と知教育センター会議）の議を経て、学長が許可する。

2 学部長又は教育センター長は、選考の結果を教務委員会に報告するものとする。

(履修手続)

第6条 科目等履修を許可された者は、許可の日から10日以内に、履修料として1単位につき20,000円を納入しなければならない。既納の履修料について、授業開始日以降は理由のいかんにかかわらず返還しない。

2 本学卒業者については、前項の規定にかかわらず、科目等履修料を1単位につき10,000円とする。

3 科目等履修を許可された者には、科目等履修許可証（身分証明書）を交付する。科目等履修許可証（身分証明書）は、学内において常時携帯し、求めに応じて提示しなければならない。

（施設の利用）

第7条 履修生は、本学の図書館情報センターその他の施設を利用することができる。

（履修期間）

第8条 履修期間は学則で定める学年又は学期とし、さらに科目等履修を希望する者は、改めて願出のものとする。

2 再出願者（コンソーシアム受講者を除く。）は、第4条第1項第1号の書類のみを提出するものとし、検定料は不要とする。

（単位数）

第9条 履修生が履修し得る単位数は、1年間に20単位以内とする。ただし、コンソーシアム受講者については、大学コンソーシアム京都が発行する当該年度の「募集ガイド（履修要項）」に本学が提供科目として掲載する科目に限る。

（単位修得証明書）

第10条 単位を与えられた履修生は、科目等履修生単位修得証明書の交付を受けることができる。

（規定の遵守）

第11条 履修生は、本学の学生に準じ学則その他諸規程を遵守しなければならない。

2 履修生が本学の教育方針と秩序に違反する行為をした場合は、履修生の許可を取り消すことがある。

（大学院生の履修）

第12条 本学の大学院生が学部の授業科目の履修を願出するときは、学部の学生の修学に支障のない場合、これを許可することがある。ただし、関係学科及び担当教員の下承を得なければならない。

2 本学の大学院生の履修にあたっては、第2条から第7条までの規定は適用しない。

3 長期履修学生の履修にあたっては、第9条の「20単位」を「10単位」と読み替える。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、第4条ただし書きの規定については、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月12日改正）

この改正は、平成 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 9 日改正）

この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の規定については、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 12 月 18 日改正）

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 1 月 19 日改正）

この改正は、改正の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 11 月 16 日改正）

この改正は、改正の日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 13 日改正）

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 24 日改正）

この改正は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 22 日改正）

この改正は、平成 21 年 7 月 23 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 22 日改正）

この改正は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 26 日改正）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 30 日改正）

この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 24 日改正）

この改正は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 24 日改正）

この改正は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学聴講生規程

(目的)

第1条 京都ノートルダム女子大学(以下「本学」という。)学則第43条に定める聴講生の取扱いは、この規程の定めるところによる。

2 聴講生には、大学コンソーシアム京都の聴講制度による受講者(以下「コンソーシアム受講者」という。)を含むものとする。

(出願資格)

第2条 聴講生の出願資格は、高等学校卒業以上又はこれと同等以上の学力を有すると認めた者とする。

(聴講科目)

第3条 聴講生の受講できる科目は、教務委員会の議を経て毎年度の募集要項において定める科目とし、1学期3科目以内とする。ただし、教職に関する科目、司書に関する科目及び学芸員に関する科目等の資格取得に関する科目を受講することはできない。

2 コンソーシアム受講者の受講できる科目は、大学コンソーシアム京都が発行する当該年度の「募集ガイド(履修要項)」に本学が提供科目として掲載する科目に限る。

(出願手続)

第4条 出願しようとする者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。ただし、コンソーシアム受講者の出願期限及び出願手続きについては、大学コンソーシアム京都の定めるところによる。

(1) 聴講願(本学所定のもの)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書(本学の卒業者及び退学者は提出免除)

2 提出した出願書類は理由のいかんにかかわらず返還しない。ただし、出願した科目が、本学の事情により不開講とした科目のみであった場合は、検定料を返還する。

(選考及び許可)

第5条 前条の出願があったときは、学科(専門教育科目を含まない場合は教育センター)において、書類審査により選考を行い、教授会(専門教育科目を含まない場合は教育センター会議)の議を経て、学長が許可する。

2 学部長又は教育センター長は、選考の結果を教務委員会に報告するものとする。

(聴講手続)

第6条 聴講を許可された者は、許可の日から10日以内に、聴講料として1単位につき10,000円を納入しなければならない。既納の聴講料については、授業開始日以降は理由のいかんにかかわらず返還しない。

2 本学卒業者については、聴講料を1単位につき5,000円とする。

3 聴講を許可された者には、聴講許可証(身分証明書)を交付する。聴講許可証(身分証明書)は、学内において常時携帯し、求めに応じて呈示するものとする。

(施設の利用)

第7条 聴講生は、本学の図書館情報センターその他の施設を利用することができる。

(聴講期間)

第8条 聴講期間は学則で定める学年又は学期とし、さらに聴講を希望する者は改めて願い出るものとする。

2 再出願者（コンソーシアム受講者を除く。）は、第4条第1項第1号の書類のみを提出するものとする。

（聴講終了証明書）

第9条 聴講を終了した者は、聴講終了証明書の交付を受けることができる。ただし、単位修得証明書の交付を受けることはできない。

（規程の遵守）

第10条 聴講生は、本学の学生に準じ学則その他諸規程を遵守しなければならない。

2 聴講生が本学の教育方針と秩序に違反する行為をした場合は、聴講生の許可を取り消すことがある。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月12日改正）

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月19日改正）

この改正は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項の規定については、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年11月16日改正）

この改正は、改正の日から施行する。

附 則（平成18年12月13日改正）

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日改正）

この改正は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日改正）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月30日改正）

この改正は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成30年1月24日改正）

この改正は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（令和元年9月24日改正）

この改正は、令和元年10月1日から施行する。